(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供し、結婚成立 に結びつけるとともに、移住及び定住化を促進し、地域の活性化を図る寒河江 市婚活コーディネーター事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「婚活コーディネーター」とは、結婚を希望する独身者の仲介(出会いの機会の提供をいう。以下同じ。)、助言等、結婚成立に向けた支援活動(以下「支援活動」という。)を行う第7条の規定による登録を受けた者をいう。

(責務)

- 第3条 婚活コーディネーターは、当該活動によって知り得た個人情報の内容を みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退い た後も同様とする。
- 2 婚活コーディネーターは、独身者の意思を尊重し、支援活動を行うことに留 意するものとする。
- 3 婚活コーディネーターは、自身が仲介した独身者及びその親族等に対して、 仲介料及び活動に係る経費を請求してはならない。ただし、結婚決定後、善意 に基づく謝礼の申出があった場合は、この限りでない。

(要件等)

- 第4条 婚活コーディネーターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 山形県村山地域(寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、山形市、 上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町及び大石田町) に住所を有する20歳以上の者

- (2) 寒河江市暴力団排除条例(平成24年市条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (3) 見合い又は結婚のあっせん等を業務とする企業等に属さない者
- (4) 見合い又は結婚のあっせん等を業として行っていない者
- (5) 宗教活動等当該事業と異なる目的を有さない者
- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第2号から第8号までの規定のいずれか に該当し、登録を抹消された者は、婚活コーディネーターになることはできな い。

(募集)

- 第5条 市長は、公募により婚活コーディネーターの募集を行い、随時申込みを 受け付けるものとする。
- 2 婚活コーディネーターの登録を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、 市長に、寒河江市婚活コーディネーター登録申込書(様式第1号)により、登 録を申請しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、登録申請者の面談を行い、動機、支援活動手法等が当該事業の目的に合致しているか総合的に審査するものとする。

(登録決定等)

- 第7条 市長は、前条の規定による審査により、婚活コーディネーターの登録の 可否について、登録申請者に寒河江市婚活コーディネーター登録決定通知書 (様式第2号の1)又は寒河江市婚活コーディネーター登録却下通知書(様式 第2号の2)により通知するものとする。
- 2 市長は、婚活コーディネーターの登録を決定したときは、寒河江市婚活コー ディネーター登録簿(様式第3号)に記載するとともに、申請者に寒河江市婚

活コーディネーター登録証(様式第4号)を交付するものとする。 (報奨金の支給)

- 第8条 婚活コーディネーターは、仲介により結婚が成立したときは、婚姻後6 か月以内に、市長に寒河江市婚活コーディネーター事業仲介証明書(様式第5 号)、寒河江市婚活コーディネーター事業報奨金支給申請書(様式第6号。以下「報奨金支給申請書」という。)及び当該結婚に係る婚姻届受理証明書を提出し、報奨金の支給を申請することができる。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる条件を全て満たして いるか審査するものとする。
 - (1) 婚活コーディネーターの仲介により結婚し、婚姻届が受理されていること。
 - (2) 当該婚姻者のいずれかが、婚活希望者として寒河江市のプロフィールカードに掲載されている者であること。
 - (3) 当該婚姻者の双方が、婚姻後6か月以内に寒河江市に住民登録をしていること。
 - (4) 当該婚姻者の双方が、婚活コーディネーターの活動により結婚したと認めていること。
 - (5) 偽装結婚と認められないこと。
 - (6) あらかじめ結婚意思がある者同士への仲介又は助言でないこと。
 - (7) 同一人同士の再婚でないこと。
 - (8) その他報奨金支給申請書に記載した内容が当該事業の目的に合致していると認められること。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、報奨金の支給を決定したときは、寒 河江市婚活コーディネーター事業報奨金支給決定通知書(様式第7号)により 当該申請者に通知するものとする。
- 4 報奨金の額は、婚活コーディネーターの仲介により結婚が成立した男女1組

につき、10万円とする。

5 報奨金を支給した後に、第1項の申請書に虚偽記載があること又は第2項の 条件を満たしていないことが判明したときは、申請者は報奨金を市長に返還し なければならない。

(活動報告)

第9条 第7条第2項の規定により登録を受けた婚活コーディネーターは、毎年 度1回以上、市長が指定する日までに寒河江市婚活コーディネーター活動報告 書(様式第8号。以下「報告書」という。)を提出しなければならない。

(活動費)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、当該内容を 審査し、次の表の左欄に掲げる活動実績に応じ、婚活コーディネーターに、右 欄に掲げる金額を年間の活動費(以下「活動費」という。)として支給するもの とする。

活動実績	金額
年間4回以上の市情報交換会への出席	5,000円
年間1組以上の仲介件数(寒河江市のプロフィールカード	5,000円
に掲載している者の仲介とする。この場合において、成婚	
の有無は問わない。)	

2 市長は、前項の規定により活動費の支給を決定したときは、寒河江市婚活コーディネーター事業活動費支給決定通知書(様式第9号)により当該婚活コーディネーターに通知するものとする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、婚活コーディネーターが次の各号に掲げる事項のいずれかに 該当すると認められるときは、当該婚活コーディネーターの登録を抹消するこ とができる。

- (1) 婚活コーディネーターから婚活コーディネーターの職を辞する申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する責務に反する行動があったとき。
- (3) 第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第8条第1項に規定する申請書に虚偽記載があったとき。
- (5) 第9条に規定する活動報告書の提出がなかったとき。
- (6) 第9条に規定する活動報告書において、活動実績が乏しいと認められるとき。
- (7) 当該事業における支援活動において、著しく品位を欠いた活動をしたとき。
- (8) その他市長が婚活コーディネーターとしてふさわしくないと認めたとき。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。